2019.05.20号

企画・発行 上野税理士法人

〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目5-15 荘栄建物ビル8階 TEL 03-6262-1485 FAX 03-6262-1486

E -mail: info@care-mas.com http://www.care-mas.com



次回のセミナー開催が決まり次第、お知らせいたします。

セミナー 情報

介護休暇の取得単位を時間単位に - 規制改革会議

政府の規制改革推進会議は、「介護離職ゼロ」に向 て仕事と介護の両立支援を実現するための措置をま とめた。

認知症介護の場合、家族は突発的な対応を余儀な くされることが多く、また、労働者自身の悩みのケ アのためにも介護専門職と相談できる機会の確保が 不可欠だ。よって、ケアプランの見直し等を行うモ ニタリングの際に、家族介護者である労働者が同席 することが望ましいと指摘。モニタリングは短時間 で済むことが多いが、現行の介護休暇は取得単位が 「半日」であることから、「時間」単位の取得が可能 になるよう必要な法令改正を行うよう求めた。

また、労働者が介護保険の2号被保険者になる時 点(40歳)で、両立支援制度に関する情報提供を行 うよう関係機関に働きかけることや、ケアマネジャ 一が就労している家族の勤務実態も踏まえてケアプ ランを作成できるよう、ケアマネジャーへの情報提 供や支援を行うことを提言した。

深刻な介護労働者の実態が浮き彫りに - 全労連

全国労働組合総連合は、介護労働実態調査の報告 書を公表。本調査は、2018年10月から2019年1月 にかけてアンケート調査を実施。3,920人の介護施設 労働者、1,897人の訪問介護労働者から回答を得た。

調査結果では、施設、訪問ともに深刻な介護労働 者の実態が浮き彫りとなった。まず、介護の現場に は若い人がほとんどおらず、20代の介護労働者は施 設で 10.9%、訪問で 1.0%。登録ヘルパーも高齢化が 進行しており平均年齢は58.7歳。また、施設介護労 働者の25%が不払い残業があると回答。不払い残業の 内容は、情報収集・記録 63.2%、ケアの準備・片付け 36.2%、利用者のケア・家族などへの対応 36.1%、介 護・委員会・研修 31.2%。訪問介護労働者の 57.5%が 人手が不足していると回答。人手不足の原因は、「賃 金が低い」52.4%、「収入が安定しない」33.2%。

中小企業向け租特における「中小企業者」の範囲の見直し

今年4月から、中小企業向けの租税特別措置の対象とな る「中小企業者」の範囲の見直しが行われた。

中小企業者に対しては税制上の優遇措置として、法人税 率の特例や機械等を取得した場合の特別償却または税額 控除制度、少額減価償却資産の損金算入特例等の租税特別 措置が設けられているが、平成29年度税制改正による「適 用除外事業者」、平成31年度税制改正による「みなし大企 業」の判定における大規模法人の範囲の追加により、中小 企業向けの租税特別措置の対象となる「中小企業者」の範 囲が変わることになる。

平成29年度税制改正では、大企業並みの所得を得てい る中小企業者を「適用除外事業者」とし、中小企業者向け の租税特別措置の対象外とした。「適用除外事業者」とは、 事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得 金額の年平均が15億円を超える法人が該当する。

一方、多くの中小企業者向けの租税特別措置の対象は、 資本金等の額が1億円以下の法人、または資本等を有しな い法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 となるが、資本金等の額が1億円以下の法人であっても、 ①同一の大規模法人に発行済株式等の2分の1以上を所有 されている法人、②複数の大規模法人に発行済株式等の3 分の2以上を所有されている法人は、「みなし大企業」と して中小企業者に該当しないとされている。

この「みなし大企業」の判定における大規模法人とは、 資本金等の額が1億円超の法人、または資本等を有しない 法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人とな っていたが、平成31年度税制改正において、大規模法人 の範囲に①大法人(資本金等の額が5億円以下の法人等) の 100%子法人、②100%グループ内の複数の大法人に発行 済株式等の全部を保有されている法人が追加された。ま た、大規模法人による所有割合の計算の際に発行済株式等 から自己株式等を除外して判定することとなった。

これらの改正は、平成31年4月1日以後に開始する事 業年度から適用される。